

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第6章 貸借対照表の内容 2 負債の部

6-4 その他

6-4-4 病院会計準則での取り扱い

病院会計準則は、引当金について次のように定めている。また、病院会計準則「別表 勘定科目の説明」では貸倒引当金、賞与引当金および退職給付引当金について説明している。

【病院会計準則】

貸借対照表原則注解

(注13) 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

(1) 賞与引当金

従業員などに対して支給する賞与をあらかじめ見積計上した場合に設定される引当金である。なお、この引当金は、未払賞与ではなく、また役員賞与は含まれない。賞与の支給が見込まれる場合には、合理的な方法によって支給見込額を算定し、賞与引当金を計上しなければならない。

(2) 退職給付引当金

労働協約、就業規則などにもとづいて、従業員に対して退職一時金や年金（これらは退職給付金と呼ばれる）を支払うことを約束している場合、各会計年度末に、すでに発生した従業員に対する退職給付債務の金額（割引現在価値で評価する）を見積もり、これから外部に積み立てた年金資産の金額（時価で評価する）を控除したものである。毎期の退職給付費用は、従業員による労働サービスの対価である勤務費用、退職給付債務から発生する利息費用、年金資産から生じた運用収益などから成る。したがって、退職給付引当金を設定することは、①各会計年度末における既発生した退職給付の正味の支払義務（条件付き債務）を認識することと、②その期間中に発生した退職給付費用を見積計上することを考慮することになる。

このような退職給付引当金についての会計処理の基本的な考え方は「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」に定められている。

< 続く >

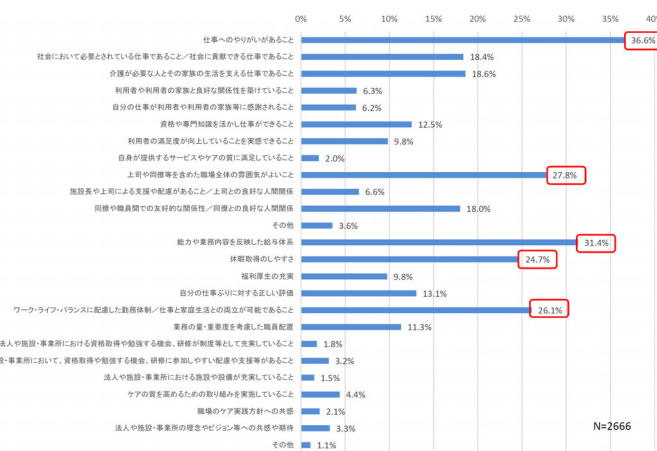
(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

介護人材の確保

社会補審議会介護給付費分科会にて、介護人材の確保などについて議論されました。

介護を取り巻く環境の認識としては、高齢者の増加から「現役世代の急減」へと変わった。介護関連の有効求人率は、全職業より依然高い推移。介護職員は、勤続年数が短く、賞与を含む給与も低い。

■勤務継続にあたり重要なこと（アンケート結果）



(注) 令和元年度老人保健事業推進費等補助金「処遇改善加算の申請等の簡素化に関する調査研究事業」(株式会社三菱総合研究所)を基に作成。勤続10年以上の者に対して調査

■勤務継続に当たり、有効と思われる取組

Table with 3 columns: No., 分類 (Classification), 内容 (Content), and N=2666. It lists various measures like 'Research training and career development' (30.5%), 'Introduction of new staff' (32.6%), and 'Improvement of working conditions' (44.0%).

様々な試行錯誤が続いていますが、職員の給与を上げることがすべての解決策になります。しかしそれは困難です。今こそ国が腹を括るときではないでしょうか。

